

# 食関連企業の農業参入緊急支援事業実施要領

## (趣旨)

第1条 食関連企業の農業参入緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付にあたっては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号。以下要綱という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (事業内容)

第2条 本事業は、価格が高騰している営農用機械の導入を支援することにより、食関連企業の新規農業参入と定着の促進を図ることを目的とする。

## (補助の要件等)

第3条 補助の要件等は、次のとおりとする。

(1) 次のア～カの要件をすべて満たすもの。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に定める会社であること。

イ 令和5年度以降に熊本県内で農業参入した企業であること。

（令和8年度新規参入予定企業を含む。）

ウ 食品関連企業（下記区分表に記載された項目・分類コードに該当するもの）であること。

【区分表】※日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)から抜粋

区分	項目	分類コード
製造業	食品製造業	090～099
	飲料・たばこ・資料製造業	100～103
卸売業・小売業	飲食料品卸売業	520～522
	飲食料品小売業	580～586、589
宿泊業 飲食サービス業	飲食店	760～767、769
	持ち帰り・配達飲食サービス業	770～773

エ 農業（企画・管理・販売等を含む。）又は農業に関連する事業に、年間60日以上従事する者（代表者、短期雇用者、日雇労働者等を除く。）を3人以上有する規模であること。

オ 熊本県内に事業所を有すること。

カ 熊本県（各広域本部・地域振興局）を立会人として、農業を営む農地等が所在する市町村と地域調和等に関する協定を締結している、又は協定を締結することが確実に見込まれること。

(2) 補助対象となる経費

作物等導入に係る営農用機械等の取得・改修経費を対象とする。

ただし、汎用性が高い機械等の取得・改修、中古品の取得、インターネットショッピング・オークション、オンラインストアでの機械の取得を除く。

(3) 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は、補助対象経費の1/2以内（県南地域市町村は2/3以内）とし、上限2,500万円とする。

※「県南地域市町村」は、八代市、人吉市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町の15市町村をいう。

(補助金の交付申請及び変更交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、別記様式第1号とする。また、要項第8条第2項の変更申請書に添付する事業変更計画書の様式は、様式第1号を準用するものとする。

(概算払の請求)

第5条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払(又は前金払)請求書(要項別記第14号様式)を提出するものとする。

(経費の支払い)

第6条 補助対象経費の支払い方法については、次のとおりとする。

- a 銀行振込を原則とする。
- b 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払いは原則認めない。
- c 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済を認めない。
- d 仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券の利用等は認めない。

(実績報告)

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第1号を準用するものとし、第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- a 事業の経過及び完了を証明するに足りる写真
- b 契約書の写し(契約した場合に限る)
- c 領収書等支出を証する書面の写し
- d 農業又は農業に関連する事業従事者の従事状況が確認できる書類
- e 仕様書(見積書・カタログ等)、保険関連書類(写)、財産管理台帳(様式第2号)
- f その他参考となる書類

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書(要項別記第5号様式)を直ちに知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 本補助金により取得し、又はその効用の増加した動産及びその従物並びに機械・器具(効用増加の場合は30万円以上を対象とする。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)4月1日から施行する

(参考)

区分	項目名	分類コード	詳細
製造業	食料品製造業	090	管理、補助的経済活動を行う事業所
		091	畜産食料品製造業
		092	水産食料品製造業
		093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		094	調味料製造業
		095	砂糖・でんぷん糖類製造業
		096	精穀・製粉業
		097	パン・菓子製造業
		089	動植物油脂製造業
		099	その他の食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	100	管理、補助的経済活動を行う事業所
		101	清涼飲料製造業
		102	酒類製造業
		103	茶・コーヒー製造業
卸売業 小売業	飲食料品卸売業	520	管理、補助的経済活動を行う事業所
		521	農畜産物・水産物卸売業
		522	食料・飲料卸売業
	飲食料品小売業	580	管理、補助的経済活動を行う事業所
		581	各種食料品小売業
		582	野菜・果実小売業
		583	食肉小売業
		584	鮮魚小売業
		585	酒小売業
		586	菓子・パン小売業
589	その他の飲食料品小売業		
宿泊業 飲食サービス業	飲食店	760	管理、補助的経済活動を行う事業所
		761	食堂、レストラン
		762	専門料理店
		763	そば・うどん店
		764	すし店
		765	酒場、ビヤホール
		766	バー、キャバレー、ナイトクラブ
		767	喫茶店
		769	その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	770	管理、補助的経済活動を行う事業所
		771	持ち帰り飲食サービス業
		772	配達飲食サービス業
		773	施設給食業